

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（保険料率等）</p> <p>第12条 <u>平成21年度から平成23年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>20,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>20,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>31,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>45,600円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>57,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>59,200円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>合計所得金額が200万円未満である者で</u></p>	<p>（保険料率等）</p> <p>第12条 <u>平成18年度から平成20年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>22,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>22,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>34,600円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> <u>64,300円</u></p>

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 70,600円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 72,900円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者

86,600円

附 則

（平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例）

第4条の2 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第12条の規定にかかわらず、41,000円とする。

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者

79,200円

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者

94,100円

2 平成18年度から平成20年度までの令第39条第1項第5号イの市町村の定める額は、200万円とする。

3 平成18年度から平成20年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、400万円とする。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市介護保険条例の規定は、平成 2 1 年度分以後の年度分の介護保険料から適用し、平成 2 0 年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。